

新旧対照表

規程等名称：西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）基本協定書（案）

所管課等名称：再整備推進課

旧	新
公 表：令和2年4月30日	公 表：令和2年4月30日 <u>修正版公表：令和2年6月22日</u>
目 次 (第1条から第9条まで省略)	目 次 (第1条から第9条まで省略)
第10条 <u>(秘密保持義務)</u> (以下目次省略) (前文 省略)	第10条 <u>(秘密情報の取扱い)</u> (以下目次省略) (前文 省略)
(定義) 第1条 本協定における用語の定義は、本文（別紙を含む。以下同じ。）中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、本条及び他の本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。 (第1号から第7号まで省略)	(定義) 第1条 本協定における用語の定義は、本文（別紙を含む。以下同じ。）中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、本条及び他の本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、要求水準書の例による。 (第1号から第7号まで省略)
(8) 「技術資料」とは、事業者が令和 元年 ●月●日付けで提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書の説明又は補足として事業者が本協定締結日までに水道局に提出したその他一切の文書をいう。 (第9号 省略)	(8) 「技術資料」とは、事業者が令和 ●年 ●月●日付けで提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書の説明又は補足として事業者が本協定締結日までに水道局に提出したその他一切の文書をいう。 (第9号 省略)
(第2条から第7条まで省略)	(第2条から第7条まで省略)
(損害賠償) 第8条 事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約等 の 締結に至らなかった場合において、既に水道局及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、全て事業者の負担とする。 (第2項 省略)	(損害賠償) 第8条 事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約等 が 締結に至らなかった場合において、既に水道局及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、全て事業者の負担とする。 (第2項 省略)
3 水道局の責めに帰すべき事由により、基本契約等 の 締結に至らなかった場合は、既に水道局が本事業の準備に関して支出した費用について、水道局の負担とするほか、既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において水道局が負担する。 (第4項 省略)	3 水道局の責めに帰すべき事由により、基本契約等 が 締結に至らなかった場合は、既に水道局が本事業の準備に関して支出した費用について、水道局の負担とするほか、既に事業者が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において水道局が負担する。 (第4項 省略)
<u>5 基本契約等の締結に至らなかった場合において、事業者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して水道局から交付を受けた書類及びその複写物を全て返却し、本事業に関して水道局から交付を受け</u>	<u>削除</u>

た書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物を全て破棄しなければならない。この場合において、事業者は、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を水道局に提出するものとする。

(第9条 省略)

(秘密 保持義務)

第10条 水道局及び事業者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報には含まれないものとする。

(第1号から第5号まで省略)

3 第1項の規定にかかわらず、水道局及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(第1号から第7号まで省略)

(8) その他、水道局又は落札者が法令に基づき開示する場合

(第9条 省略)

(秘密 情報の取扱い)

第10条 水道局及び事業者は、本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 水道局及び事業者は、相手方の承諾を要することなく、秘密情報の全部又は一部の複製及び複写を行ってはならないものとする。

3 水道局及び事業者は、相手方から受領した秘密情報を改変してはならないものとする。

4 次の各号に掲げる情報は、第1項の秘密情報には含まれないものとする。

(第1号から第5号まで省略)

5 第1項の規定にかかわらず、水道局及び事業者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(第1号から第7号まで省略)

削除

6 水道局及び事業者は、基本契約が締結された場合、相手方から開示を受けた秘密情報及びその複写物並びに秘密情報を基に作成した資料、文書、図面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及びその複写物を基本契約に定めるとおり取り扱うものとする。

7 水道局及び事業者は、基本契約が締結に至らなかった場合、相手方から開示を受けた秘密情報を返却するものとし、秘密情報の複写物並びに秘密情報を基に作成した資料、文書、図面、電磁的記録及びその複写物を全て廃棄するものとする。ただし、秘密情報を開示した相手方が返却を要しないと認めたものについては、秘密情報の開示を受けた者が、破棄するものとする。

8 水道局及び事業者は、前項の規定に基づき秘密

情報を返却又は破棄した場合、返却した資料等の一覧表及び廃棄した資料等の一覧表を相手方に提出するものとする。

(第 11 条から第 16 条まで省略)

本協定締結の証として、本書●通を作成し、当事者の記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(協定締結日) 令和●年 (●●●●年) ●月●日

横浜市
横浜市中区
横浜市水道事業管理者
水道局長 [●]

印

事業者
(代表企業)
[住所]
[氏 名]
印

事業者
(構成企業)
[住所]
[氏 名]
印

事業者
(構成企業)
[住所]
[氏 名]
印

※全ての構成企業と協定を締結します。

(別紙 1 省略)

別紙 2 (別紙参照)

(第 11 条から第 16 条まで省略)

本協定締結の証として、本書●通を作成し、当事者の記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(協定締結日) 令和●年 (●●●●年) ●月●日

横浜市
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市水道事業管理者
水道局長 [●]

印

事業者
(代表企業)
[住所]
[氏 名]
印

事業者
(構成企業)
[住所]
[氏 名]
印

事業者
(構成企業)
[住所]
[氏 名]
印

※全ての構成企業と協定を締結します。

(別紙 1 省略)

別紙 2 (別紙参照)

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「水道局」という。）が本協定において個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「事業者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 事業者は、本協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、水道局に通知しなければならない。
 - 3 事業者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
 - 4 事業者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について水道局に報告しなければならない。
 - 5 事業者は、第2項及び第3項に定める事業者の安全対策及び管理責任体制に関し、水道局が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について水道局と事業者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 事業者は、本協定による事務の処理に従事している者に対し、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 事業者は、本協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 事業者は、水道局の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 事業者は、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本協定による事務を処理するにあたって水道局から提供された個人情報記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複製し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、事業者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（作業場所の外への持出禁止）

第7条 事業者は、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本協定による事務を処理するために水道局から貸与され、又は事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等（複製及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条 事業者は、本協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、水道局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再委託者」という。）に取り扱わせる場合には、再委託者の当該事務に関する行為について、水道局に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 事業者は、個人情報を取り扱う事務を再委託者に委託し、又は請け負わせる場合には、事業者及び再委託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに水道局が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。
- 4 事業者は、前項の約定において、水道局の提供した個人情報並びに事業者及び再委託者が本協定による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 事業者は、本協定による事務を処理するために水道局から貸与され、又は事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、本協定が終了し、又は解除された後直ちに水道局に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、水道局が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

- 第10条 水道局は、本協定期間中個人情報を保護するために必要な限度において、事業者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 水道局は、本協定期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
 - 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、事業者の負担とする。ただし、水道局の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、水道局がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 事業者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれ

があることを知ったときは、速やかに水道局に報告し、水道局の指示に従うものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 事業者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

2 事業者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を事業者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、事業者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

(本協定の解除及び損害の賠償)

第13条 水道局は、次のいずれかに該当するときは、本協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本協定による事務を処理するために事業者又は再受託者が取り扱う個人情報について、事業者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



(様式 1)

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)
横浜市水道事業管理者

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

(A 4)

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

別紙 2

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「水道局」という。）が本協定において個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「事業者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 事業者は、本協定による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、水道局に通知しなければならない。
 - 3 事業者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
 - 4 事業者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について水道局に報告しなければならない。
 - 5 事業者は、第2項及び第3項に定める事業者の安全対策及び管理責任体制に関し、水道局が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について水道局と事業者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 事業者は、本協定による事務の処理に従事している者に対し、本協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 事業者は、本協定による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 事業者は、水道局の指示又は承諾があるときを除き、本協定による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 事業者は、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本協定による事務を処理するにあたって水道局から提供された個人情報記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、事業者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

（作業場所の外への持出禁止）

第7条 事業者は、あらかじめ水道局の指示又は承諾があった場合を除き、本協定による事務を処理するために水道局から貸与され、又は事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第8条 事業者は、本協定による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、水道局の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再委託者」という。）に取り扱わせる場合には、再委託者の当該事務に関する行為について、水道局に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 事業者は、個人情報を取り扱う事務を再委託者に委託し、又は請け負わせる場合には、事業者及び再委託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに水道局が指示する事項について、再委託者と約定しなければならない。
- 4 事業者は、前項の約定において、水道局の提供した個人情報並びに事業者及び再委託者が本協定による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

（資料等の返還）

第9条 事業者は、本協定による事務を処理するために水道局から貸与され、又は事業者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本協定が終了し、又は解除された後直ちに水道局に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、水道局が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第10条 水道局は、本協定期間中個人情報を保護するために必要な限度において、事業者に対し、個人情報の管理状況及び要求水準書に定める業務の履行状況について、報告を求めることができる。

- 2 水道局は、本協定期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、事業者の負担とする。ただし、水道局の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、水道局がこれを負担しなければならない。

（事故発生時等における報告）

第11条 事業者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに水道局に報告し、水道局の指示に従うものとする。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 事業者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

2 事業者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を事業者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、事業者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を水道事業管理者に提出しなければならない。

(本協定の解除及び損害の賠償)

第13条 水道局は、次のいずれかに該当するときは、本協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本協定による事務を処理するために事業者又は再受託者が取り扱う個人情報について、事業者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本協定による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

(様式1)

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)
横浜市水道事業管理者

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	担 当 業 務	氏 名 (自署又は記名押印)

(A4)

年 月 日

(提出先)

横浜市水道事業管理者

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書（様式1）（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。